



山形県公報

令和2年3月13日(金)

号 外 (3)

目 次

告 示

○災害等による県税の申告期限の延長…………… (税 政 課) … 1

告 示

山形県告示第153号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第16条第1項の規定により、同条例第64条第1項及び第2項に規定する個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が知事に対して提出する申告書(年の中途において事業を廃止した場合に提出するものを除く。)に関する期限のうち、県内に事務所又は事業所を有する者に係るもので、その期限が令和2年3月16日までに到来するものについては、その期限を同年4月16日まで延長する。

令和2年3月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

令和2年3月13日印刷 発行所 山形県庁
令和2年3月13日発行 発行人 山形県